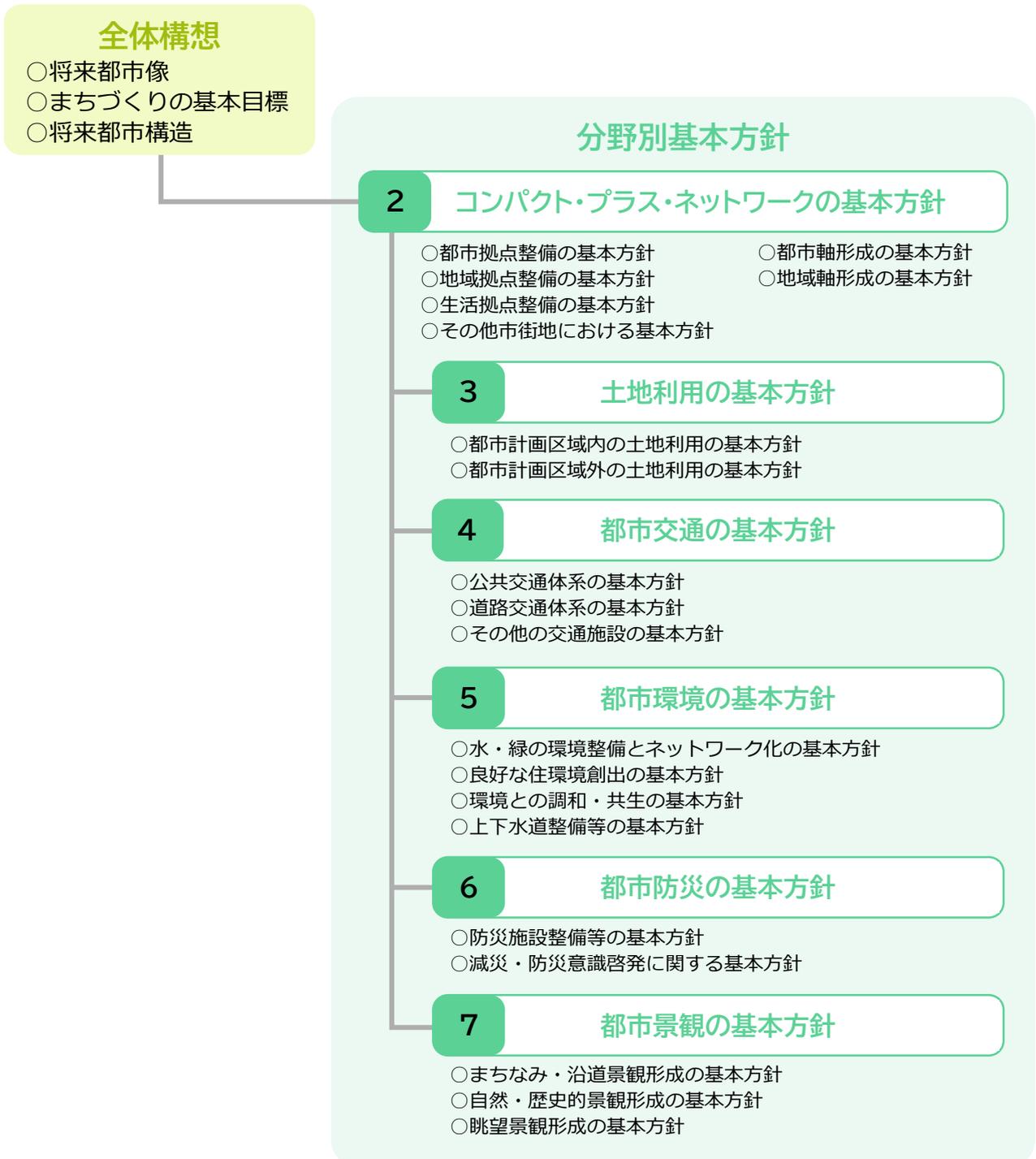


第3章 分野別基本方針

1 分野別基本方針について

分野別基本方針は、全体構想で掲げた将来都市像、まちづくりの基本目標及び将来都市構造の実現に向けて、市全体の観点からのまちづくりを計画的に進めていくための、各分野の施策や取組に関する基本的な考え方を示したものです。

具体的には、持続可能なまちの実現に向けた拠点整備や軸形成の基本的な考え方となる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の基本方針を大前提とした上で、土地利用、都市交通、都市環境、都市防災及び都市景観の各分野における施策や取組の基本的な考え方を、都市計画の視点から整理しています。



2 コンパクト・プラス・ネットワークの基本方針

<基本的な考え方>

■拠点整備等の基本的な考え方

少子高齢化や人口減少の進行に対応したコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を確立し、安全・安心で利便性が高く、居心地が良く歩きたくなる市街地環境を形成するため、周辺農地との調和に配慮しながら、都市拠点、地域拠点及び生活拠点における生活利便施設等の都市機能の適切な立地誘導を図ります。

各拠点においては、道路等の都市基盤施設に加え、安全・安心な市街地環境を創出するためのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進するとともに、移住・住み替えの受け皿としての空き家等の利活用や、災害リスクの低減・回避により安全性を確保します。

また、都市活力の維持・向上を図るための産業基盤整備や、その他市街地における良好な市街地環境整備を進めます。

■軸形成の基本的な考え方

少子高齢化や人口減少の進行に対応したコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を確立し、安全・安心で利便性の高い交通環境を形成するため、JR北陸新幹線及びJR信越本線の維持を図るとともに、幹線道路の整備及び維持管理を進めます。

また、市全体を網羅する交通機能を確保するため、幹線道路と生活道路のネットワーク化を推進するとともに、幹線道路においては、適切な沿道土地利用を推進します。

さらに、幹線道路と生活道路のネットワークを活かし、過度に自家用車に依存しなくても移動することができる公共交通ネットワークの形成を図ります。



2-1 都市拠点整備の基本方針

■安中市役所・安中駅周辺

安中市役所・安中駅周辺においては、市の中心的な拠点として、重要な公共施設や生活利便施設等の高次都市機能の集約再配置、機能強化を重点的に進めるとともに、安中駅や、設置を推進する新駅の交通結節点としての機能の強化と公共交通の利便性向上を図り、市民をはじめ多くの来訪者が交流し賑わう都市拠点を形成します。

また、既存市街地等におけるまちのまとまりを維持・形成するために、緩やかな居住誘導を図ります。

新庁舎竣工後の安中市役所跡地については、都市拠点の機能向上を図るため多角的な観点から跡地の利用方法を検討し、方針を定めた上で整備を行います。

安中南地区においては、地域の方々とワークショップ等を行い、地域の公共的な基盤施設の個別改善・整備を進めるなど、様々な手法を活用した「あたらしいまちづくり」を進め、良好な住環境の創出を図ります。

西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）沿道については、都市の生活利便性の向上とまちの賑わいを保つため、商業・業務等の都市機能と居住機能の拡充・立地誘導を図ります。

旧中山道安中宿・安中城址（現安中文化センター）周辺の市街地については、歴史的建造物やまちなみを資源として活用し、周辺都市や他地区と連携して広域観光交流を促進するまちづくりを推進します。

2-2 地域拠点整備の基本方針

■松井田仲町交差点・西松井田駅周辺

松井田仲町交差点・西松井田駅周辺においては、日常生活に必要な生活サービス機能の誘導を積極的に図るとともに、松井田駅・西松井田駅は、交通結節点としての機能の強化と公共交通の利便性向上を図り、都市拠点を補完し、市域西部の中核となる地域拠点を形成します。

また、既存市街地等におけるまちのまとまりを維持・形成するために、緩やかな居住誘導を図ります。

旧中山道松井田宿周辺の市街地については、歴史的建造物やまちなみを資源として活用し、周辺都市や他地区と連携して広域観光交流を促進するまちづくりを推進します。

2-3 生活拠点整備の基本方針

■原市交差点・磯部駅周辺

原市交差点・磯部駅周辺においては、日常生活に必要な生活サービス機能の誘導や公共交通の利便性の向上により、地域生活を支える生活拠点を形成します。

また、既存市街地や団地等におけるまちのまとまりを維持・形成するために、緩やかな居住誘導を図ります。

磯部温泉の市街地においては、隣接する碓氷川の自然環境・景観を活かしつつ、温泉街としてのたたずまいを演出しながら、宿泊・滞在ができる観光交流の場としてのまちづくりを推進します。

■横川駅周辺

横川駅周辺においては、横川駅、また上信越自動車道横川SAや建設予定の道の駅等を活用した地域活性化や公共交通の利便性の向上、歴史・文化資源を活かした特徴的な市街地環境の形成など、様々な手法による生活拠点機能の創出と維持について検討します。

■安中榛名駅周辺

安中榛名駅周辺においては、高台に位置する新幹線駅のある特徴的な立地環境を有効に活かし、日常生活に必要な生活サービス機能の誘導を図るとともに、既存市街地や団地等におけるまちのまとまりを維持・形成するために緩やかな居住誘導と公共交通の利便性の向上を図り、落ち着いた生活拠点の形成を図ります。

2-4 その他市街地における基本方針

■その他市街地

都市拠点、地域拠点及び生活拠点周辺の市街地においては、生活道路の整備や狭あい区間の改良を推進するなど、良好な住環境の形成と防災性の改善・向上を図ります。

2-5 都市軸形成の基本方針

■東西幹線軸

東西幹線軸である国道18号沿道、旧中山道沿道及びJR信越本線沿線においては、道路機能の維持・向上及び鉄道機能の維持を図るとともに、市街地エリアや田園・集落エリアなど、東西幹線軸周辺のエリアの特性や状況に応じ、周辺の自然環境等にも配慮しながら生活の利便性を高める都市機能の立地誘導と良好なまちなみ景観の形成を図ります。

■西毛広域軸

西毛広域軸である西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）においては、前橋方面と富岡方面をネットワークする幹線道路として早期整備を関係機関に要望します。また、市街地エリアや田園・集落エリアなど、西毛広域軸周辺のエリアの特性や状況に応じ、生活の利便性を高める都市機能のほか、都市の活力を高める商業施設等の立地誘導を図るとともに、周辺の自然環境等にも配慮した、良好なまちなみ景観の形成を図ります。

2-6 地域軸形成の基本方針

■地域軸

都市軸を補完する地域軸においては、都市拠点、地域拠点及び生活拠点を相互に連携する幹線道路の整備・維持管理を図るとともに、市街地エリア、田園・集落エリア、産業振興ゾーンなど、地域軸周辺のエリアやゾーンの特性に応じ、周辺の住環境や自然環境と調和した沿道土地利用を進めます。

コンパクト・プラス・ネットワークの基本方針図

■拠点整備等の基本的な考え方

- 安全・安心で利便性が高く、居心地が良く歩きたくなる市街地環境の形成に向けて、都市拠点、地域拠点及び生活拠点において生活利便施設等の都市機能を適切に立地誘導

■軸形成の基本的な考え方

- 安全・安心で利便性の高い交通環境の形成に向けて、幹線道路の整備・維持管理と生活道路とのネットワーク化、過度に自家用車に依存しなくても移動できる公共交通ネットワークを形成

【地域拠点】松井田仲町交差点・西松井田駅周辺

- 日常生活に必要な生活サービス機能の誘導
- 交通結節点としての機能強化と公共交通の利便性向上
- 移住・住み替えの受け皿としての空き家等の利活用
- 災害リスク低減・回避による安全性確保
- ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化の推進
- 旧中山道松井田宿における広域観光交流を促進するまちづくり

【生活拠点】安中榛名駅周辺

- 日常生活に必要な生活サービス機能の誘導
- 公共交通の利便性向上
- 移住・住み替えの受け皿としての空き家等の利活用
- 災害リスク低減・回避による安全性確保
- ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化の推進

【生活拠点】横川駅周辺

- 様々な手法による生活拠点機能の創出と維持
- 横川駅、横川S A、道の駅（建設予定）の活用による地域活性化と公共交通の利便性の向上
- 災害リスク低減・回避による安全性確保
- 歴史・文化資源を活かした特徴的な市街地環境の形成
- ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化の推進

【生活拠点】原市交差点・磯部駅周辺

- 日常生活に必要な生活サービス機能の誘導
- 公共交通の利便性向上
- 移住・住み替えの受け皿としての空き家等の利活用
- 災害リスク低減・回避による安全性確保
- 道路等の都市基盤施設の整備
- ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化の推進
- 宿泊・滞在ができる観光交流のまちづくり

【都市拠点】安中市役所・安中駅周辺

- 重要な公共施設や生活利便施設等の高次都市機能の集約再配置と機能強化
- 安中駅や新駅の交通結節点機能の強化と公共交通の利便性向上
- 移住・住み替えの受け皿としての空き家等の利活用
- 災害リスク低減・回避による安全性確保
- 道路等の都市基盤施設の整備
- ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化の推進
- 安中市役所の移転後の跡地利用の検討と市街地の再整備
- 安中南地区における「あたらしいまちづくり」
- 西毛広域幹線道路沿道における商業・業務等の都市機能と居住機能の拡充・立地誘導
- 旧中山道安中宿における広域観光交流を促進するまちづくり



凡例			
	都市拠点		高規格幹線道路
	地域拠点		国道18号 西毛広域幹線道路
	生活拠点		その他の幹線道路
	都市軸		鉄道・駅
	地域軸		
	市街地エリア		
	田園・集落エリア		
	山林自然環境エリア		

3 土地利用の基本方針

<基本的な考え方>

■土地利用の基本的な考え方

本市では、良好な市街地環境の維持・創出と緑豊かな自然環境や良好な営農環境の保全を図るため、都市計画法に基づく土地利用制度の維持・指定に取り組みます。

市街地においては、用途地域等により住宅地、商業地及び工業地の土地利用の整序を適切に行いつつ、「安中市立地適正化計画」に基づく都市機能及び居住の誘導と、低未利用地の効果的な利活用を進めます。また、地区計画等の地区レベルのきめ細かなまちづくりの推進などにより、地区の特性に応じた秩序ある土地利用の実現と良好な市街地環境の維持・創出を図ります。

市街地の外側に広がる田園や既存集落地等においては、自然環境や営農環境と調和した住環境の保全と無秩序な宅地開発の抑制を図るため、地域の特性や実状に合った特定用途制限地域等の指定に取り組みます。また、JR信越本線の新駅構想周辺など市街地の隣接地においては、自然環境や営農環境との調和を前提として、新たな土地利用の可能性について検討を進めます。



3-1 都市計画区域内の土地利用の基本方針

(1) 都市的土地利用の基本方針

①低層住宅地

田園・集落地に隣接する市街地縁辺部において既に一定の住宅の建て込みが見られる地区については、低層の住宅市街地と位置づけ、生活道路等の基盤整備を進めるとともに、緑豊かでゆとりのある戸建住宅地としての土地利用の形成を図ります。

歴史的建造物や由緒ある寺社を含む閑静なまちなみが残されている地区については、低層で低密度の土地利用を誘導し、広域観光交流の資源となる良好な環境や景観を保全します。

②中低層住宅地

公営住宅団地周辺や幹線道路沿道などにおける中低層の集合住宅、小規模な店舗、作業所が戸建て住宅と並存し一定の建物の建て込みが見られる住宅地については、中低層住宅地と位置づけ、道路交通の利便性を活かした中密度の住宅地としての土地利用を誘導します。

安中南地区においては、基盤施設の個別改善・整備など様々な手法を活用した「あたらしいまちづくり」を進め、中密度の住宅地としての土地利用を誘導します。

③複合市街地

拠点地区や幹線道路沿道において、中小規模の店舗、業務施設、作業所が住宅と並存する既成市街地については、複合市街地と位置づけ、既存の宅地の有効利用・高度利用により、まちなか居住のための集合住宅や生活サービス施設の整備、機能更新を誘導します。

④拠点商業業務地

都市に枢要な公共公益施設が集中して立地し、国道18号と西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の2つの広域交通軸が交差する安中市役所周辺については、拠点商業業務地と位置づけ、幹線道路整備と連動した沿道の整備、公共公益施設の集約再編、跡地の有効活用、既存施設建築物の更新、共同化などにより、商業・業務機能の集積を進めるとともに、居住の促進を図ります。

都市拠点地区を通る南北方向の広域幹線である西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）とJR信越本線の交差部付近においては、幹線道路の機能を生かし、周辺環境との調和や既存商業機能との融和を図ることを前提として、地域の生活利便と広域的な道路沿道サービスに供される商業・業務機能及び居住機能の計画的な立地誘導を図るとともに、JR信越本線の新駅構想の推進を図ります。

⑤近隣商業地

旧中山道の宿場町の「安中宿」「松井田宿」、及び安中駅周辺については、近隣商業地として、旧街道の歩行空間の拡充や空き地・空き家の活用などにより、観光商業機能を含めた店舗の更新、まちなか居住のための都市型住宅への土地利用転換などを促進します。これにより、地域の生活拠点としての機能の増進・再生と、広域観光交流ゾーンの交流空間としての再整備を進めます。

西毛地域の玄関口に位置し、秋間地区の生活拠点となる「安中榛名駅周辺」については、近隣商業地と位置づけ、商業サービス機能の立地を誘導します。

⑥観光商業地

宿泊施設を有する温泉街が形成され広域観光交流ゾーンである「碓部温泉街・碓部駅北口地区」については、観光商業地と位置づけ、周辺都市や他地区と連携した広域観光交流の促進に向けて、宿泊機能の増進を図ります。また、空き地・空き家を活用し、温泉街としての風情ある歩行空間の整備や、日帰りや一時滞在に対応する商業・サービス機能の拡充を進めます。

碓氷関所跡と碓氷峠鉄道文化遺産を有し、碓氷峠、坂本宿と連なる「横川駅周辺地区」については、観光商業地と位置づけ、田園集落エリア周辺の自然環境との調和を図りつつ、歴史的遺構・文化遺産を活かす広域観光交流の拠点地区として、周辺都市や他地区との連携の強化と観光商業機能の充実を図ります。

また、横川駅隣接地に設置が予定されている道の駅においては、本市の農産物や特産品などの販売・情報発信など、市民や観光客の交流の場として活用します。

⑦沿道サービス業務地

広域交通が多く、都市の土地利用の背骨となる都市軸を形成する国道18号沿道については、沿道サービス業務地と位置づけ、大量通過交通を対象とした沿道サービス施設と地域生活サービスの一翼を担う商業施設の秩序ある立地と沿道環境・景観の整序を進めます。

⑧工業・流通業務地

市街地縁辺部の一団の既存大規模工場用地、工業団地とそれら既存工業と関連して隣接部に計画的に開発される産業用地については、工業・流通業務地と位置づけ、既存工業機能の増進と活力ある産業機能の誘導を図ります。

田園・集落エリアの広域自動車交通の利便性の高い幹線道路沿道で、周辺農業生産環境との調和を図りつつ開発整備される一団の産業用地については、工業・流通業務地と位置づけ、自動車交通利便性を利用して、工業生産・物流・流通業務機能の立地を誘導します。

(2) 自然的土地利用の基本方針

①新駅構想周辺開発検討地

J R 信越本線の安中駅～磯部駅間における新駅構想を踏まえ、本市のコンパクト・プラス・ネットワークを実現し、地域の活性化と生活利便性の向上を図る新たな開発について検討を進めます。

開発検討にあたっては、周辺の自然環境や営農環境に配慮するとともに、用途地域や特定用途制限地域等の土地利用制度の活用による適切な土地利用の誘導と道路等都市基盤の整備を一体的に進めます。

②沿道環境形成地

広域交通が多く、都市の土地利用の背骨となる都市軸を形成する西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）沿道については、沿道環境形成地と位置づけ、沿道及び沿道周辺の土地利用や自然環境・営農環境等の現状を踏まえつつ、特定用途制限地域等の土地利用制度の活用により、住宅・店舗等の誘導や住環境の利便性・快適性の向上、自然環境や営農環境の保全等、秩序ある土地利用を推進します。

③田園・集落地

田園・集落エリアの碓氷川・九十九川・柳瀬川の中流域沿岸の既存集落地と介在する農地については、特定用途制限地域等の土地利用制度の活用により、無秩序な宅地利用を抑制し、農業生産環境、集落の生活環境の保全、改善を図ります。

また、磯部駅南方の県道宇田磯部停車場線等の周辺一帯、磯部駅南東の県道安中富岡線周辺一帯、上信越自動車道松井田妙義 I C 周辺などの産業振興ゾーンにおいては、特定用途制限地域等の土地利用制度の活用により無秩序な宅地利用を抑制しつつ、周辺の自然環境や営農環境との調和を前提とした工業系開発について検討し、協議・調整が整い次第、秩序ある土地利用を進めます。

河川上流部の既存集落地については、市街地や拠点地区との連絡機能を維持・強化して地域コミュニティの維持・活性化を図るとともに、これまで市内で生産されていなかった新たな農作物に対する支援等、農林業振興施策による山林・農地などの保全管理を促進し、集落環境の荒廃の防止を図ります。

④自然環境保全・活用地

田園集落エリアの丘陵斜面、河岸段丘面に残され、良好な景観を形成している河川沿岸などの斜面緑地については、特定用途制限地域等の土地利用制度の活用により、自然環境の保全・活用を図ります。

広域の林間レクリエーションの場であるゴルフ場、文化の体験学習の場である「学習の森周辺」、「後閑城址公園」については、周辺山林を含めた環境の保全を図るとともに、アクセス機能の拡充などにより、利用の促進とレクリエーション機能・学習機能の増進を図ります。

3-2 都市計画区域外の土地利用の基本方針

①田園・集落地

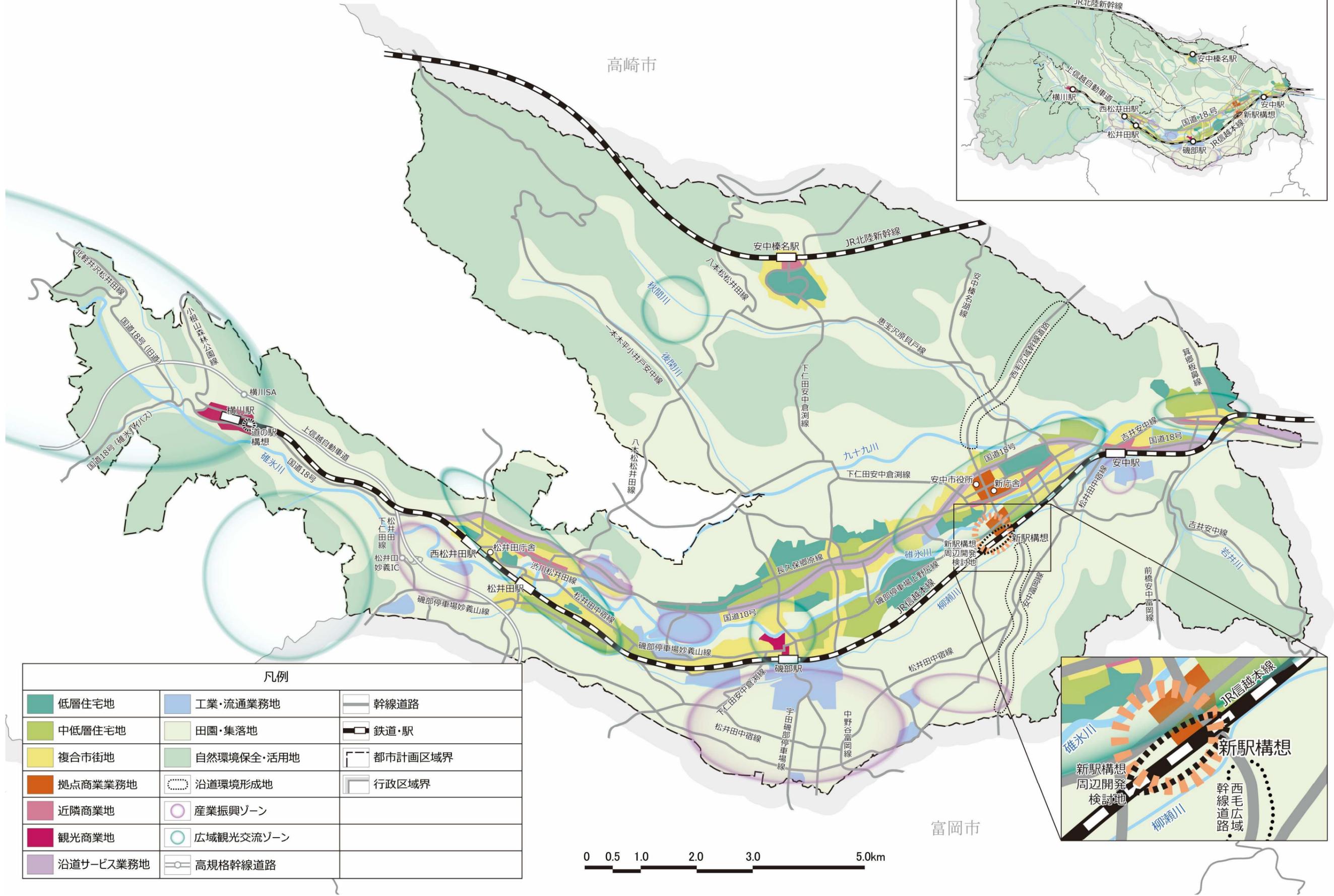
九十九川の上～中流域や増田川流域の農地や既存集落地については、これまで市内で生産されていなかった新たな農作物に対する支援等の農林業振興施策により、山林・農地などの保全管理の促進と集落環境の荒廃の防止を図ります。

②自然環境保全・活用地

上信越高原国立公園・妙義荒船佐久高原国定公園内の山林や、多くの国有林・保安林が指定されている山林自然環境エリアの山林については、自然公園法や森林法による環境保全を図ります。

広域の林間レクリエーションの場であるゴルフ場、森林環境・文化の体験学習の場である「群馬県野鳥の森・小根山森林公園」については、周辺山林を含めた環境の保全を図るとともに、アクセス機能の拡充などにより、利用の促進とレクリエーション機能・学習機能の増進を図ります。

土地利用の基本方針図



凡例		
低層住宅地	工業・流通業務地	幹線道路
中低層住宅地	田園・集落地	鉄道・駅
複合市街地	自然環境保全・活用地	都市計画区域界
拠点商業業務地	沿道環境形成地	行政区境界
近隣商業地	産業振興ゾーン	
観光商業地	広域観光交流ゾーン	
沿道サービス業務地	高規格幹線道路	



4 都市交通の基本方針

<基本的な考え方>

■ 都市交通の基本的な考え方

本市では、道路や鉄道などの既存の交通基盤を有効に活用しながら、過度に自家用車に依存しなくても移動できる都市交通体系を整備します。

誰もが安全・安心・快適に利用できる持続可能な公共交通体系を創出するため、「安中市地域公共交通計画」に基づき、鉄道・路線バス・タクシーなどの公共交通サービスとカーシェア、ライドシェアなどの有機的な連携を図るとともに、利用環境の向上を図ります。

また、MaaS など、将来を見据えた新たな公共交通サービスの導入を進めます。

生活や交流など、様々な都市活動を支える道路については、道路の段階構成に応じた交通機能確保のほか、産業振興、防災対策、快適な生活空間の創出など、道路の多面的な機能が発揮されるよう計画的な整備を図るとともに、適切な維持管理による施設の長寿命化を推進します。

都市計画道路については、道路の必要性及び妥当性を再検証し、必要に応じて都市計画を見直すなど持続可能なまちづくりの推進を図ります。



4-1 公共交通体系の基本方針

(1) 鉄道

① J R 信越本線の利便性・快適性の向上と交通結節機能の強化

J R 信越本線の市内各駅の駅舎など駅施設の改修整備、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化について関係機関と協議・検討を進めるとともに、駅周辺の交通広場、公共的駐車場等の交通結節機能を持つ施設整備の推進により鉄道利用の利便性・快適性を高め、鉄道利用を促進します。

安中駅～磯部駅間においては、西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）の整備及び沿道まちづくりに併せて新駅構想の推進を図り、本市の拠点駅として重点的に交通結節機能の確保と都市拠点地区の市街地や枢要な公共公益施設との連絡強化を図ります。

新駅構想を踏まえ、安中駅については地域の生活を支える交通拠点としての機能を維持します。

磯部駅や横川駅については、それぞれの地域の顔づくりを念頭に、駅施設や周辺の広場などの改修整備にあたっては、温泉街や鉄道文化遺産と一体となった景観形成や施設整備を図ります。

② 交通需要に応じた鉄道運行、旅客輸送の充実

市民の広域的な通勤通学などの交通需要に的確に応えるよう、J R 信越本線・北陸新幹線について、必要な運行形態や輸送力の確保を要請し、市民の鉄道利用の維持促進に努めます。

(2) 路線バス

①交通需要に応じた路線バス運行の充実とネットワーク化

路線バスについては、鉄道駅周辺の道路整備等と連動して、鉄道駅間を連絡する東西・南北方向のネットワークの再構築を図るとともに、鉄道との接続を考慮した運行ダイヤの見直し等により総合的に公共交通の利便性を高め、利用を増進します。

また、安中駅～磯部駅間における新駅構想を踏まえ、本市と近隣都市の都市間を結ぶ新たな公共交通施策を検討します。

A I デマンド交通の需要把握を行い、地域の特性に応じた公共交通サービスを提供します。

②路線バス交通の利便性・快適性の向上とユニバーサルデザインの導入

路線バス等の路線が設定された道路については、歩道整備、停留所・ターミナル施設及びバスなどの車両のユニバーサルデザインの考え方に基づく機能拡充整備、改修・改装により、バス交通利用の快適化を図ります。

(3) タクシー

①タクシーの利便性の向上

路線バス等の他の公共交通との共存、利用サービスの多様化に対応するため、ユニバーサルデザインタクシーの導入などの促進により利便性向上を図ります。

(4) 新たな公共交通施策

①新たな公共交通施策の導入推進

鉄道や路線バス等の公共交通の利便性が低い地域においては、地域特性や公共交通に対する利用者の需要動向などを考慮した上で、A I デマンド交通などの柔軟な公共交通サービスの提供を推進します。

I C T等を活用した公共交通の利用環境の向上のほか、M a a Sや自動運転など、新技術を活用した新たな公共交通施策の導入を促進します。

過度に自家用車に依存せずに移動するなど、公共交通の利用について市民の自発的な意識転換を促すモビリティ・マネジメントを推進します。

4-2 道路交通体系の基本方針

(1) 高規格幹線道路

① 上信越自動車道の維持管理と横川SAを活かした地域経済の活性化

高規格幹線道路である上信越自動車道と玄関口となる松井田妙義ICの適正な維持管理を促進します。また、道路の利便性向上と地域生活・地域経済の活性化を推進するため、横川SAと横川駅隣接地に設置が予定されている道の駅との連携について検討します。

(2) 主要幹線道路

① 国道18号の改良整備

本市を東西に貫き、県内外の広域の都市間を連絡する主要幹線道路である国道18号について、交通の円滑化、渋滞の解消、大量通過交通による地域環境への影響の軽減を図るため、拡幅整備、交差点改良等について関係機関と協議します。

横川駅隣接地に設置が予定されている道の駅においては、国道18号や上信越自動車道などの道路、また路線バスやAIデマンド交通等の公共交通が結節する交通拠点としての機能を確保・維持します。

② 西毛広域幹線道路の整備

本市を南北に貫き、西毛広域都市圏の都市間を連絡する主要幹線道路である西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の早期整備を関係機関に要望します。

なお、道路整備に伴う地域の分断を防止するため、ハード・ソフト両面からの対応方策を推進します。

(3) 幹線道路

① 南北方向の幹線道路の整備と機能の拡充

地域軸を形成する南北方向の県道等の主要道路については、路線バスなどの公共交通の運行の円滑化や災害時の避難・救援の経路確保のため、狭あい区間の拡幅や交差点改良などの着実な整備を関係機関に働きかけます。

② 東西方向の幹線道路の整備と機能の拡充

国道18号の交通混雑・渋滞の緩和を図るとともに、広域観光交流のルートである旧中山道への自動車交通負荷の軽減と地域産業交通の円滑化を図るため、都市計画道路3・5・3下の尻茶屋町線などの一部や都市計画道路3・4・2中宿水口線などの幹線道路の早期整備を関係機関に要望します。

柳瀬川右岸の田園・集落エリアについては、上信越自動車道及び国道18号と西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）のネットワーク構築を図るとともに、JR信越本線以南の産業振興ゾーン間の連携促進と産業交通の広域利便性向上を図るため、東西方向の幹線道路の整備を検討します。

③ 旧中山道を活用した観光交流の促進

旧中山道坂本宿の歴史的まちなみの面影を今に残し、沿道に伝統的建造物や歴史遺構がある国道18号（旧道）については、世界遺産への登録を目指している碓氷峠周辺の鉄道遺構と連携した、観光交流を促進するルートとして活用します。

(4) 補助幹線道路

①補助幹線道路の改良整備

幹線道路に連絡する地区レベルの幹線道路を効果的に配置するとともに、各地域、地区に集散する交通の円滑化と交通安全性を向上させる交差点改良、歩行空間の改修を進めます。特に、通学路をはじめ、鉄道駅や主要公共公益施設周辺の道路については、ユニバーサルデザイン化のほか、交通安全施設の整備や歩道のバリアフリー化、歩行空間の明瞭化などを推進します。

安中市役所周辺は、市民をはじめ多くの来訪者が交流し賑わう都市拠点となるため、都市計画道路3・5・3下の尻茶屋町線が接続される都市計画道路3・5・4上の尻後閑線（(主)下仁田安中倉淵線）の道路拡幅・歩道整備を検討します。

②旧中山道の快適性・安全性の向上

旧中山道板鼻宿、安中宿及び松井田宿の歴史的まちなみの面影を今に残し、沿道に伝統的建造物や歴史遺構、杉並木等がある県道等については、歴史資源を活かした観光交流を促進するルートとして、関係機関と連携を図りながら歩行空間の快適性や安全性を高める整備・改良を促進します。

③新駅構想に伴う新たな補助幹線道路の整備

J R信越本線の新駅構想にあわせて、新駅周辺に発生集中する交通を適切に処理するため、新たな補助幹線道路の整備を検討します。

4-3 その他の交通施設の基本方針

(1) 駅前広場

①駅前広場の維持及び整備

J R信越本線の安中駅等における駅前広場の利便性向上を図るとともに、安中駅～磯部駅間の新駅構想に合わせて交通結節機能の確保を図るため、駅前広場の整備を検討します。

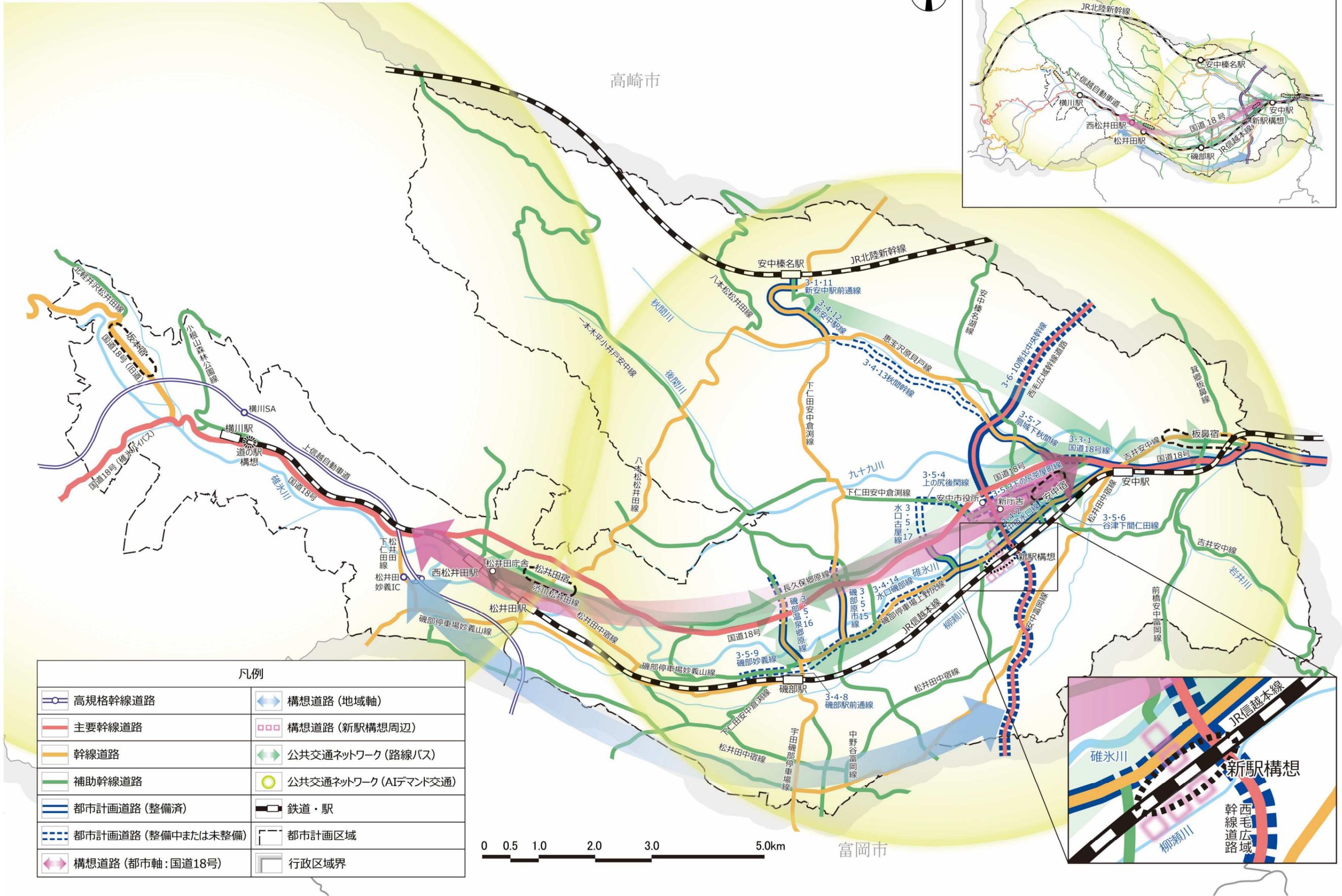
(2) 自転車・歩行者空間

①歩行者道及び自転車道の整備と維持管理、ネットワーク化

都市拠点、地域拠点及び生活拠点や、学校など主要な公共公益施設の周辺、広域観光交流ゾーン沿道については、歩道の重点的整備を図るとともに、ユニバーサルデザインの導入や段差解消等のバリアフリー化を推進し、歩行空間の安全性・快適性の向上を図ります。

自然に親しめ、環境にやさしい交通手段である徒歩や自転車利用を促進するため、碓氷川・九十九川の沿川道路や、広域観光交流のルートとなる幹線道路については、沿道の環境整備、景観の保全と併せて、自転車・歩行者道、自転車通行帯などの整備を進め、歩行・自転車交通のネットワーク化を図ります。

都市交通の基本方針図



凡例	
	高規格幹線道路
	主要幹線道路
	幹線道路
	補助幹線道路
	都市計画道路 (整備済)
	都市計画道路 (整備中または未整備)
	構想道路 (都市軸: 国道18号)
	構想道路 (地域軸)
	構想道路 (新駅構想周辺)
	公共交通ネットワーク (路線バス)
	公共交通ネットワーク (AIデマンド交通)
	鉄道・駅
	都市計画区域
	行政区域界



5 都市環境の基本方針

<基本的な考え方>

■ 都市環境の基本的な考え方

本市では、妙義山や崇台山、碓氷湖などの湖、碓氷川や九十九川など、豊かな水・緑の自然の保全と有効活用を図り、自然と調和・共生した都市環境の維持と創出を図ります。

市民や地域住民の憩いの場・交流の場となる公園については、機能・役割に応じた計画的な整備を図るとともに、適切な維持管理による施設の長寿命化を推進します。

また、安全・安心な生活環境の創出を図るため、空き家の発生予防や利活用等の対策、また環境施設の整備・充実を図ります。

市民・事業者・行政の協働によって、過度に自家用車に依存しないで生活できる都市づくりに取り組むほか、公共施設等の緑化を図ることによって、二酸化炭素等温室効果ガスの削減を図り、地球にやさしい脱炭素の都市の形成を推進します。



5-1 水・緑の環境整備とネットワーク化の基本方針

(1) 安中市の骨格をなす特徴的な自然環境・農業環境

① 山林自然環境、河川水環境の保全

河川上流部の自然公園区域の山林、国有林・保安林については、自然公園法・森林法に基づき、開発・都市的土地利用を制限し、環境・土地利用を保全します。

碓氷川・九十九川・柳瀬川とその支流河川の水環境については、水源地の山林の保全管理による水源かん養、河川敷の維持管理、公共下水道整備や合併処理浄化槽の設置による汚水の流入抑制などにより、その環境、水質・水量の保全を図ります。

② 広域観光交流ゾーン的良好で特色ある自然環境の保全、整序

碓氷関所跡や坂本宿の歴史的まちなみの背景であり、広域観光交流ゾーンを形成している緑豊かな自然環境については、散策ルートや景色を楽しめる空間整備などに活用するとともに、山林の維持管理を促進して、良好で特色ある環境・景観の保全、整序を進めます。

国の指定重要文化財である碓氷第三橋梁（めがね橋）や旧丸山発電所をはじめとする、碓氷峠周辺に残る鉄道遺構の世界遺産への登録を目指すとともに、鉄道とともに歩んできた鉄道遺構周辺のまちなみはバッファゾーンとしての指定を検討します。

磯部温泉街に隣接する碓氷川の河川敷や沿岸の斜面の緑地については、緑地保全地区などの地域制緑地、地区計画などにより、温泉街と一体となった風情ある景観、水に親しむことのできる環境の保全、整序を図ります。

③ 自然環境や農業生産環境の体験・学習の場としての活用・整備

「群馬県野鳥の森 小根山森林公園」「学習の森」「観梅公園」「後閑城址公園」などの地域の山林自然環境・農業生産環境と一体となった公園緑地施設については、アクセス道路の整備などにより、体験学習の場としての施設機能の拡充を図るとともに、学習の場を周辺の山林や農地へ広げて、その活用と土地の管理を促進します。

④市街地近傍の身近な自然環境の保全

市街地近傍にある一団の優良農地を含む田園・集落地の緑豊かな自然環境については、特定用途制限地域の指定などにより保全を図ります。

(2) 都市公園・緑地等

①生活に身近な公園・緑地

市街地周辺部にあつて緑豊かで美しい景観を構成している河岸段丘の斜面の緑地、田園・集落地の里山の緑地については、緑地保全地区などの地域制緑地の指定を検討し、その環境・景観の保全を図ります。

地域の公園・緑地の利用需要に即して、施設間の連携、役割分担と施設の老朽化を考慮しつつ、「西毛総合運動公園」「安中市スポーツセンター」「あんなかスマイルパーク」「坂本スポーツ広場」をはじめ、公園施設・スポーツ施設・遊具等の効果的な機能更新整備、施設長寿命化による効率的な施設維持管理を進めます。

地域の自然環境や歴史文化を体験・学習する拠点となっている「群馬県野鳥の森・小根山森林公園」「後閑城址公園」「学習の森」「築瀬二子塚古墳」については、その施設・環境・文化財を保全・維持管理するとともに、周辺自然環境の保全・活用の促進やアクセス道路の整備による機能の拡充を図り、利用を増進します。

②その他の公園・緑地等

都市の基幹公園である西毛総合運動公園の維持管理と陸上競技場施設の更新を進めます。

公園・緑地・広場の整備、施設の機能更新にあたっては、災害時の避難場所としての機能を持つ整備を推進します。

指定避難場所や救援活動のためのヘリポート適地への距離が遠く、災害時の避難などの経路確保が困難な地域については、低未利用地の活用による防災機能を有する多目的な公園・緑地・広場の整備を検討します。

広域観光交流ゾーンの安中城址周辺、旧中山道沿道、磯部温泉周辺などについては、観光交流の場となり、また、都市居住に潤いをもたらすポケットパークや広場の整備を推進します。

碓氷関所跡、碓氷峠鉄道文化遺産などの遺構、歴史的まちなみ、妙義山の眺望などの豊富な観光交流資源を有する臼井・坂本地区の広域観光交流ゾーンについては、観光ルートに沿って、遺産・遺構、環境・景観を保全・展示し、広域観光客と地域の環境・コミュニティの交流の場となる公園・緑地・広場の配置整備を検討推進します。

地域の農業・農村環境を活用した広域観光拠点である「秋間梅林・観梅公園」については、道路等を含む周辺環境の充実を図り、利用の快適化と利用増進を図ります。また、花いっぱいのみちづくりを推進し、市民や観光客等の交流の場等として活用します。

「すみれが丘公園」や「すみれが丘聖苑」及び「すみれが丘霊園」の適正な維持管理に努めます。

(3) 河川・水辺空間

①河川の改修整備による治水対策の推進

水源地の河川である碓氷川及びその支流河川については、治水対策としての河川改修整備と、治水機能を保つ維持管理を促進します。

市街地内の小河川や排水路の狭あい部の改修整備を推進し、大雨時における浸水災害を防止します。

②生活に身近な河川等の親水空間としての利活用

市街地に隣接する碓氷川・九十九川については、河川の治水機能との調整を図りつつ、広場・歩行空間・自転車通行空間などの空間の創出を図るなど、生活に身近な親水空間としての活用を図ります。

(4) 水と緑のネットワーク

①生活に身近なうるおいのある水・緑のネットワークの形成

生活に身近な河川や公園・緑地と点在する歴史・文化資源を取り込んだ、うるおいのある水と緑のネットワークの形成を推進します。

5-2 良好な住環境創出の基本方針

(1) 空き家対策

①空き家の適正管理と利活用

空き家については、適正な管理が行われないことで防犯・防災上の危険性が増加し、周辺的生活環境への悪影響や資産価値の低下につながることから、「安中市空き家等対策計画」に基づき、管理不全な空き家の発生予防と空き家の適切な管理に取り組むとともに、民間団体などとの連携による空き家の利活用を促進します。

(2) 公営住宅の維持管理

①公営住宅の適正な維持管理・長寿命化

「安中市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、住棟・住戸の適正な維持管理に努めるとともに、建替えを要する住棟・住戸については、生活利便性の高い拠点地区市街地への団地の集約再編、住棟・住戸の移転建替えを推進します。

用途廃止された団地や、移転建替えされた住宅地においては、地域の活性化や利便性を高める用地となり得るか検討し活用します。

(3) 安全・快適・衛生的な住環境の創出

①都市緑化の推進

道路整備や公共公益施設の整備、改修等に合わせた緑化を推進するとともに、住宅や工場等の新たな宅地開発にあたっては、地区計画、建築協定、緑化協定の活用や「地域開発事業指導要綱」の運用等により、既存緑地の保全や緑化を促進します。

②廃棄物処理施設の適正な維持管理

「碓氷川クリーンセンター」のごみ処理施設・し尿処理施設については、適正処理のための性能水準を維持する改良整備、長寿命化、維持管理を推進します。

③ごみ処理や都市美化の促進、廃棄物等の不法投棄対策

ゴミステーションの適正な配置を誘導するとともに、ごみの分別や再資源化の促進、一般ごみの収集体制・ルールを周知・徹底し、違法ごみの放置などによる環境悪化を防止します。

「道路里親制度」など、市民参加により地域の道路や公園・緑地などの公共施設の管理、美化を行う制度の確立と適正な運用を図るとともに、地域の自治組織や各種団体を中心に、身近な環境の管理、美化・浄化を進めます。

空き地や耕作放棄地のパトロールの促進や、住宅地に近接する公害発生の恐れのある工場・事業所の土地利用の適正管理を促進し、廃棄物の不法投棄や公害発生を防止します。

5-3 環境との調和・共生の基本方針

(1) 資源循環型社会の形成

①環境に配慮した資源循環型都市の形成

森林などの豊かな緑を適切に保全するとともに、太陽光やバイオマス等の新エネルギーの活用を促進します。

廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の再使用・再生利用を図る 3R (Reduce、Reuse、Recycle) の取組を促進します。

健康で快適な住まいの確保に寄与する住宅・建築物の省エネ性能等の向上を図るため、省エネルギー基準への適合を促進するとともに、ZEH (ゼッチ) の普及を支援します。

公共施設などにおいては、ESCO事業の活用による省エネを進めるとともに、更新・改修時には再生・蓄エネルギー設備を導入した ZEB (ゼブ) 化を推進します。

(2) 脱炭素化の促進

①脱炭素型都市の形成

公共交通をはじめとする移動環境の向上と利用促進により、過度に自家用車に依存せず移動することができる、環境負荷の少ない脱炭素型都市の形成を図ります。

②EVスタンドの設置推進

脱炭素型都市の形成を促進するため、電気自動車の普及を図るとともに、市民や観光客などが利用できるEVスタンド (電気自動車用急速充電器) の設置を推進します。

5-4 上下水道整備等の基本方針

(1) 上水道整備の方針

①浄水施設等の適正な維持管理

上水道水量の安定と水質の安全性を確保するため、浄水施設整備、老朽管の更新を含めた配水管網の長寿命化や更新など適正な維持管理を推進します。

震災時にも水を供給するライフラインを確保するため、浄水施設や配水管の耐震化を進めます。

②新たな水需要への対応

産業用地整備、企業立地などによる新たな水需要に対応して用水を供給し得るよう、水源の確保を図るとともに、必要に応じて送配水施設の整備・拡充を進めます。

(2) 下水道整備の方針

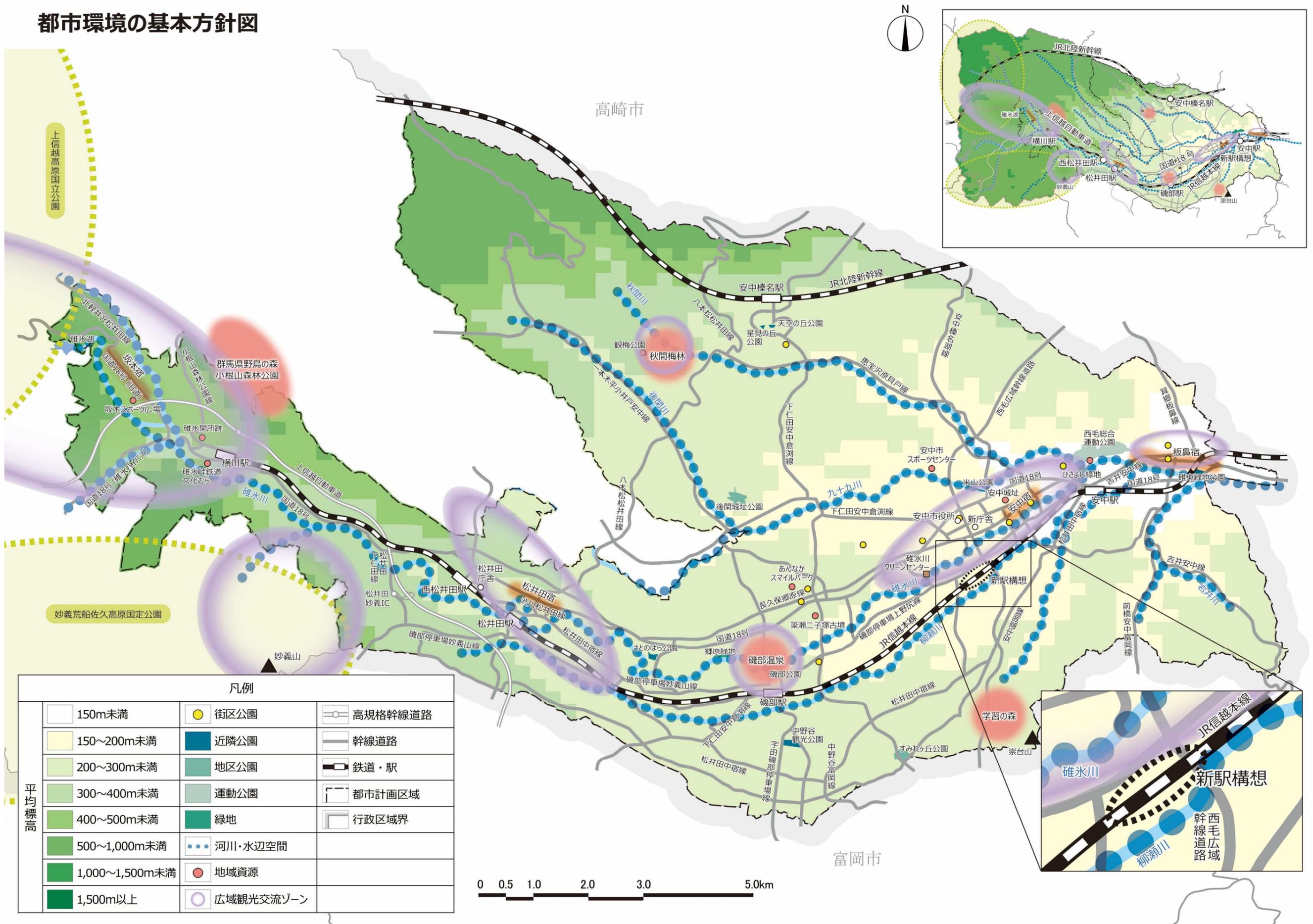
①公共下水道事業の推進

利根川上流流域関連公共下水道の事業認可区域における事業を推進するとともに下水道に対する市民の理解を深めて、整備事業済区域における下水道加入による水洗化を促進して、下水道整備事業の効果を高めます。また、布設された下水道管渠の老朽化などに対応する下水道施設の維持管理を推進します。

②多様な汚水処理方策の推進

公共下水道計画区域外においては、地域の実情を踏まえつつ、汚水集中処理や合併処理浄化槽の設置支援に取り組みます。

都市環境の基本方針図



凡例		
150m未満	街区公園	高規格幹線道路
150~200m未満	近隣公園	幹線道路
200~300m未満	地区公園	鉄道・駅
300~400m未満	運動公園	都市計画区域
400~500m未満	緑地	行政区域界
500~1,000m未満	河川・水辺空間	
1,000~1,500m未満	地域資源	
1,500m以上	広域観光交流ゾーン	



6 都市防災の基本方針

<基本的な考え方>

■都市防災の基本的な考え方

本市では、かけがえのない市民の生命と財産を守るため、防災と減災の観点から災害に強い都市づくりを進めます。そのため、「安中市地域防災計画」との連携により都市の防災性を高めるとともに、「安中市国土強靱化地域計画」とも連携し、起きてはならない最悪の事態を想定した減災対策を進めます。

また、大規模自然災害により甚大な被害が発生した場合において、被災直後から早期に復興まちづくりを進められるよう、防災・減災対策と併せて、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく「復興事前準備」の取組を推進します。



6-1 防災施設整備等の基本方針

(1) 地震に対する備え

①市街地やインフラ等の耐震化の促進

市街地の建築物の耐震化、不燃化を促進し、震災時の倒壊・延焼を防止します。

建築物の密度が高く、出火の危険性の高い施設が多い拠点市街地では、防火地域・準防火地域の指定を検討し、市街地の耐震・耐火性能の向上を図ります。

災害時に避難・救援の主な経路となる路線の道路・橋梁の耐震化、長寿命化と適正維持管理を推進し、ブロック塀の生け垣化などの沿道の敷地・建築物の構造・形態の誘導により、災害時の経路の確保を図ります。

災害後の早期復旧・復興を図るため、上水道の配水池・配水管網や、公共下水道管渠・浄化センターなどのライフラインの耐震診断及び耐震化を推進します。

②防災施設の維持と機能拡充

「安中市地域防災計画」において避難場所、ヘリポート適地と指定された公共公益施設、公園・緑地・広場については、防災機能の整備を進めるとともに、周辺の道路やライフラインの耐震化を重点的に推進します。

防災施設や広域避難地等をつなぐ緊急輸送路については、災害時において、迅速かつ円滑な救命・救急・復旧活動ができるよう災害に強い道路空間の確保を図ります。

③身近な避難場所の確保

指定緊急避難場所や救援活動のためのヘリポート適地への距離が遠く、災害時の避難などの経路確保が困難な地域については、自主防災組織の活動計画に沿って、身近な地域の既存公共公益施設や低未利用地を活用して、一時的な避難場所となる防災機能を有する多目的な公園・緑地・広場の整備を検討します。

④広域避難者の受入れ

首都直下型地震等、発生が予想されている大規模災害時において、県境を越えた広域避難者の受入れに迅速に対応するため、受入れ体制の整備を進めます。

(2) 風水害・雪害に対する備え

①砂防・治山等対策の推進

山間部では、土砂災害や地滑りなどを防止するための砂防・治山対策を推進します。

災害防止と環境保全を図るため、土砂等による盛土等に対して関係法令に基づく適正な指導を行います。

②治水対策の推進

台風や集中豪雨などに起因する洪水被害や浸水被害の防止・軽減を図るため、「利根川水系碓氷川圏域河川整備計画」に基づき、浸水想定区域を抱える碓氷川等の改修・維持管理を促進します。

また、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、幅広い関係者が流域全体で行う流域治水の取組を進めます。碓氷川圏域に位置する本市においては、「利根川・江戸川流域治水プロジェクト（烏川・神流川区間）」に基づき、碓氷川及び九十九川の堤防整備や、上流部に設置されているダムの事前放流などについて、国・県・関係市と連携しながら取り組みます。

加えて、急激な降雨による雨水の表層流出の防止を図るため、森林や農地の保全等に努めるとともに、防災・減災をはじめとした多様な機能を備えたグリーンインフラの活用や宅地における雨水浸透施設の整備を促進します。

③雪害対策の推進

大雪時に安全な道路ネットワークを確保するため、関係機関や民間事業者と連携しながら、除雪体制の確保に努めていきます。

除雪機械の計画的な更新等により、雪に強い道路整備を推進し、冬期の円滑な道路交通を確保します。

横川駅隣接地に設置が予定されている道の駅においては、積雪等による国道18号の通行止めの際の、自動車が安全・円滑にUターンできる転回場所としての機能を確保します。

④避難場所と避難経路の確保

「安中市地域防災計画」において避難場所、ヘリポート適地と指定された公共公益施設、公園・緑地・広場については、防災機能の整備を進めます。

指定緊急避難場所や救援活動のためのヘリポート適地への距離が遠く、災害時の避難などの経路確保が困難な地域については、自主防災組織の活動計画に沿って、身近な地域の既存公共公益施設や低未利用地を活用して、一時的な避難場所となる防災機能を有する多目的な公園・緑地・広場の整備を検討します。

(3) 火災に対する備え

①市街地の耐火性能の向上

市街地の建築物の耐震化、不燃化を促進し、震災時の倒壊・延焼を防止します。

道路等都市基盤が不足し、木造住宅が密集して立地している住宅地などにおいては、火災による住宅地の延焼拡大を防止するため、地域の実情を勘案しながら、道路・公園等の都市基盤整備や防火地域・準防火地域の指定などにより、市街地の耐火性能の向上を図ります。

②消防水利の拡充整備

消防水利の拡充整備により、災害救援や消火活動の円滑化を図ります。

(4) 火山災害に対する備え

①避難所の整備

避難困難地区の解消、避難者の収容能力の増強、避難者の安全確保等のため、避難所となる施設の整備と建物の不燃堅ろう化を図ります。

②避難路の整備

避難時間の短縮、避難路の有効幅員拡大、避難路の安全性向上等のため、避難路となる一般道路及びその他道路の整備に努めます。

③火山灰土の適正な処理

大規模噴火により本市への影響が懸念される浅間山について、群馬県や周辺市町村等の関係機関と連携しながら、火山灰土の適正な処理方法を検討します。

6-2 減災・防災意識啓発に関する基本方針

(1) 減災・防災意識の啓発

①地域における防災意識の啓発と防災機能の拡充

平時から市民一人ひとりが災害に対する危機意識を持ち、災害直後から様々な活動が円滑・迅速に行えるよう、地域における自主防災組織を確立し、ハザードマップなどによる防災情報の共有と身近なコミュニティの圏域における避難・救援の活動計画を立案し、計画に沿った地域の防災機能の拡充を図ります。

工場等については、耐震性、緑地・オープンスペースの確保を促進するとともに、大規模災害に伴う生産停止などの影響の軽減を図るため、事業継続計画の策定などの取組を促進します。

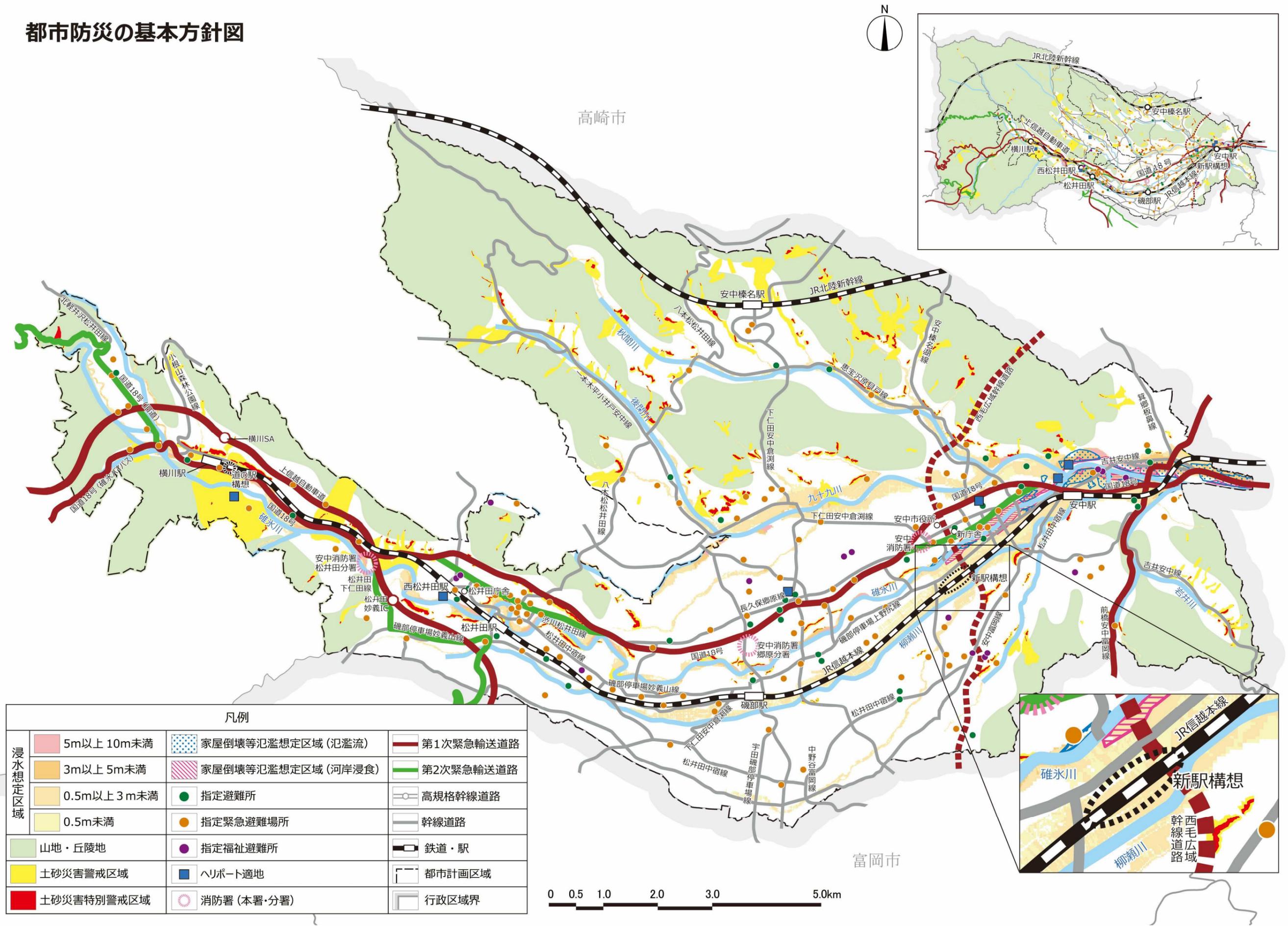
(2) 復興事前準備の取組

①復興事前準備の取組推進

発生が予想される大規模災害に対し、防災・減災対策と併せて、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備する「復興事前準備」の取組を推進します。

また、防災訓練等の日常的な取組を通じて、在宅避難や分散避難などの多様な避難方法の周知を図るとともに、指定避難所におけるスペースの確保など、避難所の在り方について検討します。

都市防災の基本方針図



凡例		
浸水想定区域	5m以上 10m未満	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
	3m以上 5m未満	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食)
	0.5m以上 3m未満	指定避難所
	0.5m未満	指定緊急避難場所
	山地・丘陵地	指定福祉避難所
	土砂災害警戒区域	ヘリポート適地
	土砂災害特別警戒区域	消防署 (本署・分署)
		第1次緊急輸送道路
		第2次緊急輸送道路
		高規格幹線道路
		幹線道路
		鉄道・駅
		都市計画区域
		行政区境界

7 都市景観の基本方針

<基本的な考え方>

■都市景観の基本的な考え方

妙義山をはじめとした森林・山林景観、碓氷川などの河川・水辺景観、旧中山道沿道や旧碓氷峠鉄道施設などに残る歴史景観、秋間梅林を含めた農地・集落地景観、県内初の景観重要樹木である崇台山の大桐など、特徴的な景観を数多く有する本市では、「安中市景観計画」に基づき、本市の魅力を最大限にアピールするとともに、市民生活の豊かさや、市民・観光客等による賑わいを演出するため、総合的な景観保全・景観形成の取組を推進します。



土地利用の区分に応じた景観保全・景観形成を図るとともに、景観重点区域の指定や、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定に向けた取組を継続的に進めます。

屋外広告物については、群馬県屋外広告物条例に基づく掲出等の制限を行うとともに、よりきめ細かい屋外広告物のコントロールを行うため、本市独自の条例の制定を検討します。

7-1 まちなみ・沿道景観形成の基本方針

(1) まちなみ景観の形成方針

①住宅地

住宅地においては、周辺からの景観を損なわないよう調和のとれた景観まちづくりを進めます。また、管理されていない空き家や、空き店舗は今後の活用方法を検討し、にぎわいと活気のある景観の創出を図ります。

住宅地内で増加している太陽光発電設備については周囲のまちなみに配慮したつくりとし、周辺住宅地への影響や圧迫感を低減します。

②商業地

商業地においては、沿道建築物の形態意匠を工夫し、周辺景観と一体的でにぎわいや風情・風格を感じる景観形成を進めます。

市役所周辺は、西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の開通に伴い、本市の中心拠点にふさわしい景観となるよう、風格ある一体的な景観形成を図ります。

碓氷川沿いに開けた磯部温泉では、温泉街の情緒や雰囲気を楽しめる景観が広がっています。ここでは、温泉地という個性を活かした風情ある景観形成を検討します。

③工業地

工業地では、建築物などの色彩や敷地内緑化など、すでに景観に配慮された工場については引き続きその取組を維持します。大規模工業団地では、周辺の景観に対する圧迫感や威圧感を軽減し、周辺景観との調和を図るための景観まちづくりを進めます。

(2) 沿道景観の形成方針

①国道18号沿道

国道18号沿道については、住宅地地区や商業地地区などの景観形成方針に加えて、主要道路沿道として、それぞれの場所に合わせた周辺景観や眺望への配慮を行うための景観まちづくりを進めます。

②上信越自動車道沿道

上信越自動車道沿道においては、農地・集落地や森林・山林などの景観形成方針に加えて、上信越自動車道からの眺望や周辺景観への配慮を行うための景観まちづくりを進めます。

③西毛広域幹線道路沿道

本市を南北方向に貫く広域交通軸である西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の沿道は、拠点商業業務地、複合市街地、沿道環境形成地など、都市的・自然的土地利用の区分に応じて、都市機能及び居住機能を誘導するまちづくりとの調和、既存集落地や田園風景との調和、丘陵部の自然との調和に配慮した景観まちづくりを進めます。

新庁舎竣工後、跡地利用が見込まれる安中市役所周辺においては、今後の土地利用計画を踏まえつつ、周辺のまちなみ景観との調和に配慮した景観まちづくりを進めます。

また、新庁舎周辺においては、都市拠点に位置する新たな公共施設としての風格を創出しつつ、旧中山道安中宿のまちなみ景観との調和や文教のまちの歴史・記憶を継承する景観まちづくりを進めます。

④旧中山道沿道

旧中山道は本市の重要な景観資源であり、その沿道では、商業地や農地・集落地などの景観形成方針に加えて、歴史的景観を継承する地区として趣のある建築物などを守りながら周辺景観や眺望への配慮を行う景観まちづくりを進めます。

7-2 自然・歴史的景観形成の基本方針

(1) 農地・集落地における景観形成

農地・集落地では、営農環境維持や農業施設の維持・管理を通じて農地景観の形成を進めます。

(2) 森林・山林における景観形成

本市では、上毛三山の一つである妙義山をはじめ、碓氷峠や霧積山地、石尊山などの山に囲まれ、平地からの標高差も1,000mを超えるなど、変化に富んだ地形が形成されています。また、上信越高原国立公園と妙義荒船佐久高原国定公園の2つの自然公園を有し、自然豊かで特徴的な地形が織りなす景観が形成されています。

これらの眺望や、良好な森林景観を保全していくため、自然公園法などと併せて周辺景観の配慮を行うなどの景観まちづくりを検討していきます。

(3) 河川・水辺における景観形成

河川や湖などは自然豊かなオープンスペースの軸として重要な景観資源であるので、環境美化や川沿いの緑地の保全に努め、美しい水辺景観を維持します。また、周囲の山並みなどへの良好な眺望景観の保全を図ります。

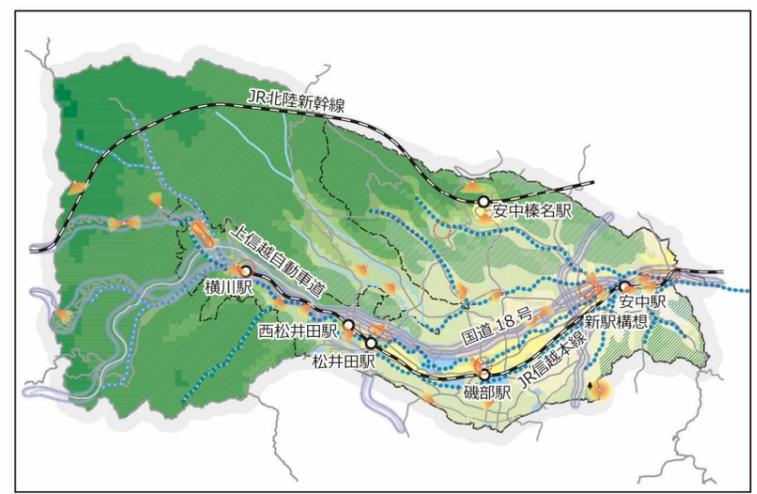
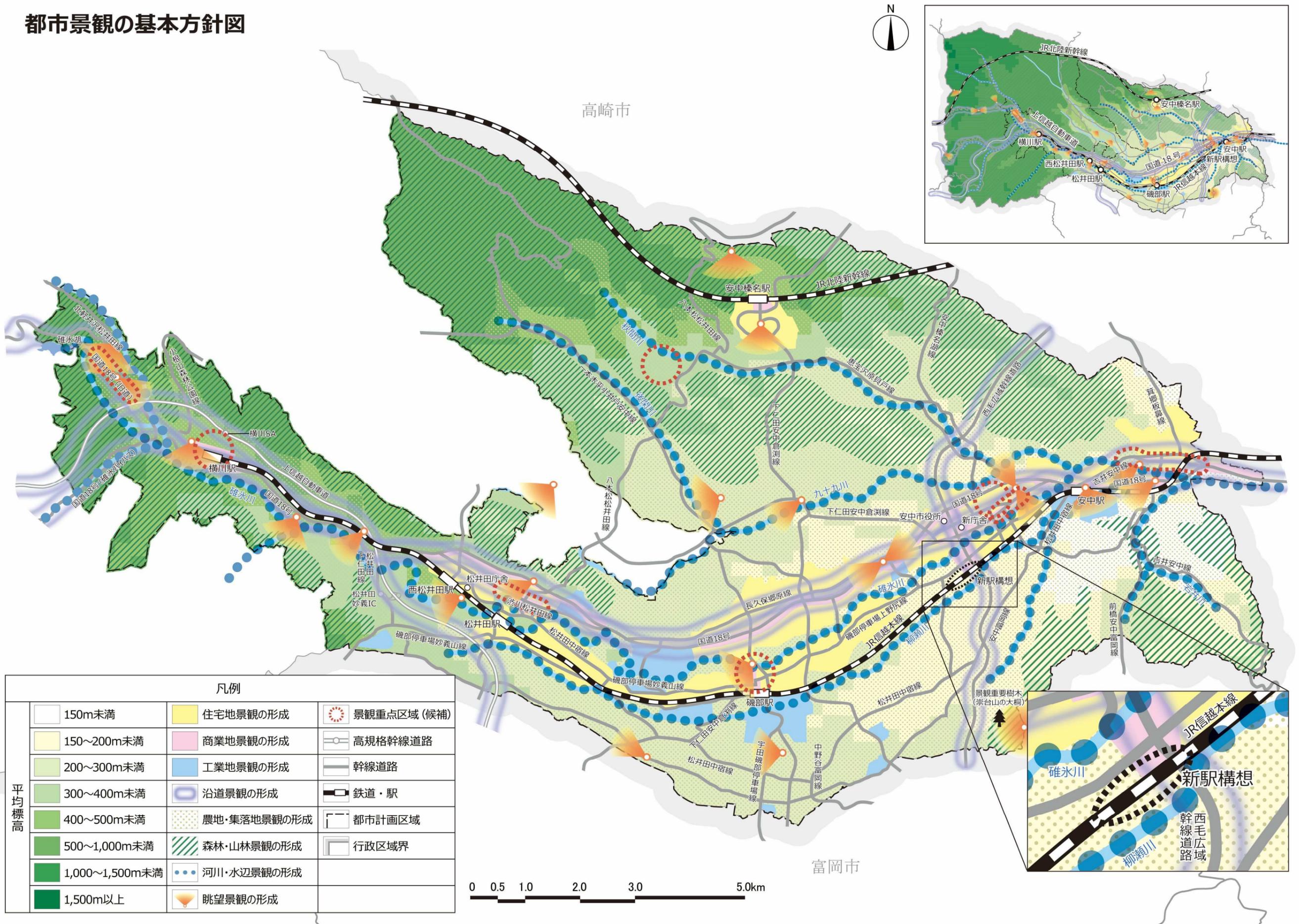
7-3 眺望景観形成の基本方針

(1) 眺望点における景観形成

本市は、妙義山に加え河岸段丘による南北に高低差のある地形、その上に形成された農地や旧中山道周辺などの歴史ある市街地など、他の地域にはない特徴的な眺めを有しています。これら周辺景観を特に美しく観ることができる眺望点は、市の財産として将来に引き継ぎます。

眺望点の活用には、来訪者による混雑などの影響を考慮しながら、景観を楽しめる空間整備や、その魅力の活用・情報発信を検討します。

都市景観の基本方針図



凡例		
150m未満	住宅地景観の形成	景観重点区域(候補)
150~200m未満	商業地景観の形成	高規格幹線道路
200~300m未満	工業地景観の形成	幹線道路
300~400m未満	沿道景観の形成	鉄道・駅
400~500m未満	農地・集落地景観の形成	都市計画区域
500~1,000m未満	森林・山林景観の形成	行政区境界
1,000~1,500m未満	河川・水辺景観の形成	
1,500m以上	眺望景観の形成	

